

一般財団法人全国婦人会館主催 女性の生活力向上のための教養講座カフェ

公益通報者保護制度って何？ なぜ改正が必要なの？ ～ 現場から見る課題 ～

公益通報者保護法（内部告発者の立場を守る法律）が検討された 2004 年前後には相次ぐ内部告発による企業の不正が明るみ出て、不正に対して国民や消費者の関心が高まり 2006 年 4 月に法が施行されました。最近でも東芝不正会計や東洋ゴム免震問題、群馬大学医学部腹腔鏡問題等が続いています。

10 年を経て「公益通報者保護法」について、消費者庁で法の実効性が論議されました。今回、消費者庁「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会委員」である読売新聞社大阪本社編集委員井手氏を講師にお招きし、改めて公益通報者保護法がどのような法律であるのか、今なぜ改正が検討されているのかをお話しいたします。国民・消費者にとってとても大切な法であることが理解できます。

消費者団体も公益通報者先と挙げられていますが、マスコミは仕事柄内部告発相談を受けることが多くその中から法の問題点等を具体的にお話しいたします。地方行政・介護施設・学校等多くの場で公益通報者保護法の設置と充実の必要性もお話しいたします。是非ご参加ください。

記

講師：井手裕彦氏（読売新聞大阪本社編集委員 消費者庁公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会委員）

司会：土田あつ子（NACS、公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会検討会委員）

日時： 2017 年 2 月 3 日（金） 18:00～20:00

会場： 全国婦人会館 2 階会議室 渋谷区渋谷 1-17-14 全国婦人会館内
TEL 03-3407-4301 fax 03-3407-4305

参加費： 無料

・・・・・・・・・・申込書（FAX 又はメールでお申込みください）・・・・・・・・・・

○申込先 FAX 03-3407-4305

（事務局・（一財）全国婦人会館 長田）

○問合せ先 e-mail: info@zenkokufujinkaikan.or.jp

カフェ（2月3日）に参加申し込みます。

お名前（ ）

ご所属（ ）

連絡先（ ）

*e-mail アドレスもしくは電話番号をお書きください。

※ご記入いただきました情報は、お申込み集約にのみ使います。